

白井市職員措置請求書

白井市長に対する措置請求の要旨

1. 請求の要旨

本件請求は、住民監査請求の対象となる「違法又は不当な公金の支出及び財産（土地、建物、物品など）の取得・管理・処分」に関するものです。

① 監査請求の対象とする事業（公園看板事業）

白井市は、令和3年3月26日に「市内の39公園における一部の既存看板の解体撤去と建替え、新設工事」を施工し、2,530万円もの多額の公金を支出しました。

この財源として使われたのは、国からの「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」です。その交付目的は「新型コロナウイルス感染症の拡大防止策等の実施計画に基づく事業に要する費用のうち地方公共団体が負担する経費に充てるため」とされていました。

② 財源とした「新型コロナウイルス感染症対応交付金」の枠組み

この交付金事業を担当する内閣府地方創生推進室は、交付対象とする事業について「新型コロナウイルス感染症への対応として効果的な対策であり、地域の実情に合わせて必要な事業であれば、原則として用途に制限はない。各地方公共団体において、対外的に説明可能な事業を実施計画に掲載されたい。」（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金Q&A）としていたものです。

つまり、新型コロナウイルス感染症への対応として、①効果的な対策、②必要な事業、③対外的に説明可能という、3つの要件をクリアーする事業（但し、職員の人件費、財産の取得等、一部の用途は対象外）を交付対象にするという制度でした。

加えて、この交付金に関する通知の中で「実施事業の状況及び効果についての報告」という項目を設け、「事業目的・事業内容に応じて、アンケート調査その他の適切な方法により



効果を測定し、結果を公表」することを求めていました。このことは、実施計画の策定と実施段階のみならず、実施後の効果を適切に測定の上、その結果について内閣府と住民に公表することを条件として追加し、結果責任と説明責任もきちんと果たせる事業であることを求め、上記とあわせて実質4つの条件を課していました。

以上が、本交付金に関する基本的な枠組みであり、内閣府の設計内容でした。

そして、この交付金の対象事業の一つとして白井市が計画・実施したのが本件「公園案内板の設置事業」でした。

③ 実施する事務事業に対し、法律が課している「原則と義務」

地方公共団体が事務事業を計画・実施するには、法律で定められた「原則と義務」を遵守する必要があります。

第一の義務は、地方自治法第2条の第14項で定められている原則、すなわち「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」ということです。

加えて、地方財政法第3条では「地方公共団体は、法令の定めるところに従い、且つ、合理的な基準によりその経費を算定し、これを予算に計上しなければならない。」、さらに第4条では「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」とされていますので、これらの義務にも違背することのないようにしなくてはなりません。

この検証にあたっては、以下の視点が基本となります。

- 1) 行政目的（この場合は新型コロナ対応）として効果的な事業かどうか。
- 2) 事業の目的を達成する経費としては最少で、最大の効果を上げているかどうか。

第二の義務は、公文書等の管理に関する法律の第4条で定められている「行政機関の職員は、第1条の目的の達成に資するため、当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成しなければならない。」という原則です。

なお、この法律が対象としている行政機関は基本的に国の機関ですが、地方公共団体の文書管理について同法第34条で「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有す

る文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。」と同法の趣旨にもとづき実施することを努力義務として課していますので、文書の作成について定めた上記の第4条の規定についても実施の義務があるということです。

したがって、本事業に関する事務の執行手続き及び公文書の作成と管理等が、法令や例規にしっかり合致するように適切に行われてきたかどうかについても、本件事業の正当性を評価するうえで不可欠な視点であり、この点からも検証します。

そこで、この監査請求では、上記の二つの義務を遵守した事業として「立案・検討・実施・評価（Plan-Do-See＝計画、実行、評価）」されたのか、具体的に検証していきます。

この検証に際しては、上記の法的義務の履行ということに加えて、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の基本的な制度設計、具体的にはその目的や交付対象事業、効果の測定などからの検証も行うことにします。

なお、東京都の監査委員は、「都の事務や事業について、合規性の観点はもとより、経済性、効率性、有効性の観点からも検証」という4つの観点から監査をする旨を表明しており、本件の監査においても必要な観点だと思えます。また、都の監査委員は「監査の実施に当たっては、対象部署におけるチェック体制など内部統制の整備・運用に留意する。」や、「監査の実効性を確保するため、指摘等に対する改善状況を適切に把握し、是正・改善を求めていく。」などとも表明しており、重要な視点・監査姿勢だと思えます。

④ 第一の請求事項(財政原則に反する事業計画と実施)

この公園看板事業における第一の請求点は、上記③で示した地方自治法及び地方財政法で定められている原則、すなわち「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」という規定に反する不当な財政支出となっていることです。

本件の公園看板事業には、2,530万円という多額の公金が支出されました。具体的には、39のか所の公園に設置された看板の一基あたりの平均費用は65万円、大型看板（建替え）の場合は一基に78万円もの経費（税金）が投入されました。ところが、新型コロナへの対応の事業という名目であったにもかかわらず、その効果は極めて些少であり（後で具体的な数値で示します）、「最少の経費で最大の効果」という原則からは大きく乖離し、法の原則に反してしまっていたということです。

加えて、庁議における当初の新しい看板設置だけという政策決定を、議会に提案した予算

では既存の看板を撤去する必要性がないにもかかわらず、撤去工事を追加し、本件事業の全体経費をさらに増大させてしまったことです。

また、仮に看板に記載した内容が「新型コロナ対応として効果がある」と認められるとした場合であっても「既存看板の撤去」はもとより、「新設・建替え」の必要もなく、「看板の文字板の交換や書き換え等」の補修で十分対応が可能であり、その方がはるかに少ない経費で公園利用者に伝えたい内容を周知するという目的を達成できるにもかかわらず、そうした比較検討すら全く行っていないことです。

他方、最も簡便で経費としても格段に安い、アクリル板等に周知したい内容を印刷し、公園内の複数の樹木の幹にくくりつけるという方法があります。この方法は白井市も採用し、「公園の利用者間で距離をとるよう」に印刷した注意書きを公園内の随所の樹木に掲示し、利用者の目にも必ずとまるものでした。

事業を計画するにあたっては、その目的と数値目標等を明確にしなが、様々な実施方法についてその経費を含めて比較検討を行って政策決定を行うのが通常です。本件では少なくとも、①補修案、②新設案、③既存看板の解体・建替え案の3案の経費を含む比較検討がなされて当然です。白井市が過去に行ってきた「庁舎の老朽化対策」、「学校給食共同調理場対策」、「文化会館の天井落下防止対策」等々でも、いくつもの案の詳しい比較検討が行われました。本件は、庁舎問題ほど詳細な比較検討は必要ないにせよ、3千万円もの経費を要する事業なので、法に則った説明責任を果たせる検討は不可欠だったと思います。

しかし、こうした検討をすることなく、最も経費のかかる「新設」計画を最初から採用し、更に後日になって「既存看板の解体・撤去工事」の追加と費用の増額まで行ったことは、不要な財産の処分でもあり、「最少の経費で最大の効果を挙げる」という会計原則に完全に反する事業となりました。

他方、市が設置した看板はどんなに広い公園でも1基だけでした。ちなみに、東京ドームとの面積比較をすると運動公園は2.5倍、総合公園でも1.7倍の広さがありますが、ここでも1基だけです。これでは、利用者の目に触れる機会が限定されるのは当然で、市の主張である「設置目的の効果」を大幅に引き下げてしまった要因にもなりました。

ところで、本事業が交付金や補助金なしの自主財源による単独事業であっても、このたび市が実施した看板事業を計画し、しかもその方法も補修等ではなく、「既存看板の解体撤去を含む建替え、新設」をしたのでしょうか。それは99.99%ないと思います。

以上のとおり、事業全体をみれば法の規定とは真逆の「最大の経費で、最小の効果」しかあがらなかったものという評価が妥当だと思われま。

⑤ 本事業の経過等から「目的と結果(効果)」の具体的な検証

白井市は、本件の看板事業を進めるにあたり、まず「公園案内板（新しい生活様式啓発）設置工事」として庁議である行政経営戦略会議で政策決定しました（資料①）。

続いて、事業の目的について、国に提出した事業計画書で「公園利用環境向上事業」と記していました（資料②）。

そうして、工事が終了した最後に「事業の効果に関する報告と公表内容」（資料③）として、「3密を避けることができる市内の公園での新しい生活様式を踏まえた利用ルールが浸透し、市民の健康維持の普及が図れた」と評価、総括し、報告・公表をしました。

以上の白井市における本事業の決定内容と、その実施、効果等に検証括します。

まず、先に記載した内閣府の交付金に関する制度設計と「交付金事業に関する4つの条件」にきちんと適合していたのかどうか、以下の4点について検証します。

1) 「新型コロナ対応として効果的な対策」だったのかどうか。

公園看板事業は、直接的な「コロナ対応効果」はありません。そこで行政経営戦略会議では「新しい生活様式」における公園利用という抽象的でその具体的な内容を市民が共有することが難しい内容を政策目標とし、その具体的な方法として「市の体操を紹介するQRコードの掲載における公園利用を促す」として決定しています。

つまり、この政策決定段階では具体的な目標や効果は想定しておらず、効果的かどうかは「設置後の検証」にゆだねられるという形の決定でした。

2) 「地域の実情に合わせて必要な事業」であったのかどうか。

市では、「新しい生活様式における公園利用を促す必要がある」として看板事業の必要性を認めたのだと思いますが、その理由や根拠が会議報告からは明瞭には伝わりません。まして、そのために2,713万7千円もの事業予算を要するとなると、その必要性としての説得力には欠けるものだったと思います。

さらに、既存看板の撤去工事については、公園施設の点検を専門の業者に委託していますが、撤去を要するという報告は提出されておらず、全く無駄な事業でした。

3) 「対外的に説明可能な事業」であったのかどうか。

この点について、市はどのように判断したのかは定かではありませんが「新しい生活様式における公園利用を促す」ためという説明で可能と判断したのだと思います。しかし、多くの市民やマスコミからは、到底納得できないという強い批判や指摘を受けたこ

とはご案内のとおりです。

- 4) 「アンケート調査その他の適切な方法により効果を測定し、結果を公表」であったのか、ということです。

後段で詳しく分析検証しますが、アンケート調査などはしないまま、「QRコードによるアクセス数の、看板設置前後5日間における増加倍率」という、トリックに近い手法を用いて看板事業の効果を自賛していますが、適切な効果測定とはとても言えないものでした。

まず、「どの程度利用ルールが浸透し健康維持の普及が図れた」のかを具体的に検証する必要があります。

市としては効果の指標として新たに設置した看板に記載の「梨トレ体操のQRコードによるアクセス数」をあげています。そして、その数が「1日当たり約4倍に増加した(但し公園以外からの分も含む)」ということとその効果とし、内閣府に報告するとともに、ホームページを通じて市民にも公表したわけです。

では、「1日当たり4倍に増加した」という具体的な数値はどうか、企画政策課に問い合わせたところ驚くような数であることがわかりました(資料⑤)。

その数値とは、設置前の5日間の合計はわずかに6件だったのが、設置後の5日間では28件に増えたということでした。このうち設置当日である3月26日が14件と半数を占めています。この日は春休みの日曜日で公園利用者が非常に多かったもとの、目の前で設置された看板に近年普及してきているQRコードが掲載されているので「何だろう」と、アクセスした方が39か所の公園の合計で14人いたということだと思えます。しかし、その後では設置当日を除くとアクセス数が10人以上になった日は一度もなく、ほとんどが0か1〜2名という低さです。設置から5ヶ月が過ぎた8月末までの総合計でさえ99名と三桁にも達しませんでした。

なお、看板設置前の2月は12件、3月25日以前も10件と、設置前でも月に10件前後のアクセスがあったことからすると、8月末までの看板設置によるアクセス数の増加実数は約半数程度と推定されます。ちなみに、令和3年3月末の市の人口は63,012人で、看板には2つの体操のQRコードが記載されていたので、同一人が両方閲覧した方もある程度いたであろうことなども考慮すると、市民の約2,000人に一人程度が5ヶ月強の期間に公園看板を見てアクセスしたというのが実際の状況だと思われます。

これを設置の効果として「公園の利用ルールが浸透し、市民の健康維持の普及が図れた。」と自賛し強弁するのはとても無理だと思います。少なくとも「最少の経費で最大の効果を挙

げる」という原則からは程遠い効果でしかなかったことはその結果からも明白です。

そもそも、白井市はこの看板事業で「梨トレ体操のQRコードでのアクセス数の増加」をどの程度見込み、その結果「公園での新しい生活様式を踏まえた利用ルールが浸透し、市民の健康維持の普及が図れる」と想定していたのでしょうか。事業化の政策決定時点で、何らの具体的目標なり指標を立てないまま多額の公金を投入することはないと思われず。

通常は、事業の計画段階に目標を設定し、実施後はその結果から当初目標からみた効果を判断します。それが当初目標や指標もないまま、設置後のわずか5日間だけ、しかも実数ではなく倍率というトリックに近い数値を用いてまで「効果的な財政支出であった」と描き出すのは公正を旨とする公共団体がすべきことではないと思われず。

このように、1基に65万円という経費をかけた看板ですが、設置後の5カ月強でアクセスがされたのは「1基あたりで1～2件」ということで、その効果はないに等しいほど些少であったということです。

資料① 行政経営戦略会議が決定した公園看板工事の内容

公園案内板（新しい生活様式啓発）設置工事 【都市計画課】

(1) 目的

新型コロナウイルス感染症に備えた「新しい生活様式」において、心と体の健康を保つため、体を動かすことや、屋外でリフレッシュすることも大切と提案されていることから、感染対策にも気を付けながら、「新しい生活様式」における公園利用を促す。

(2) 事業の内容

都市公園内に「新しい生活様式」での利用方法を記載した「おやくそくサイン」看板を設置する。（看板サイズ 1800×1200：8台、1100×1100：31台）

(3) 事業費 2,713万7千円

会議の内容（本事業に関する主な質疑）

- ・公園案内板には、どのような記載がされるのか。

→3密防止、手洗い等新型コロナウイルス感染症に配慮した利用方法に加えて、健康づくりを促すため市の体操を紹介するQRコードの掲載などを健康課と調整している。

（令和2年10月21日の「行政経営戦略会議結果報告書」から）

資料② 白井市が国に提出した「事業計画書」に記載した内容

事業名 公園利用環境向上事業

(事業概要)

公園における市が作成した体操の動画のQRコードや公園利用のポイントなどを記載した看板設置し、新しい生活様式に対応した公園づくりを通じた、外出自粛による健康第二次被害防止（39カ所、30,228千円）

資料③ 事業の効果に関する報告と公表内容

事業の効果に関する報告と公表内容

【効果検証】

① 成果（定量的又は定性的）

市内の公園39か所に新しい生活様式を啓発する看板を設置し、併せて梨トレ体操のQRコードを記載することにより、アクセス数が1日当たり約4倍に増加した。（ただし看板以外からのアクセスも含む）

② 検証（評価）

コロナ禍において、3密を避けることができる市内の公園での新しい生活様式を踏まえた利用ルールが浸透し、市民の健康維持の普及が図れた。

③ 課題等

新型コロナウイルスの終息が見通せず、またアフターコロナでの生活様式の在り方が現時点で不明だが、今後も安全・安心かつ効果的な健康維持への検討を行う。

資料④ 梨トレ体操へのアクセス数の（月別推移）（公園看板以外も含むQRコード分）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
梨トレ体操	—	11	23	16	10	9	2	1
同、体操2	2	1	20	17	6	7	2	6
	2	12	43	33	16	16	4	7

（市注） 「アクセス数が1日当たり約4倍の増加」とは、3月26日を境に前後5日間当たりのアクセス数の日平均が4.67倍となったところからの評価としています。

資料⑤ 梨トレ体操のQRコードを記載で増加したアクセス数

梨トレ体操のQRコードを記載で増加したアクセス数（公園看板以外を含む）

新看板設置前の 3月24日（金） 2件
25日（土） 2件

看板設置当日	3月26日(日)	14件
看板設置後	27日(月)	3件
	28日(火)	2件
	29日(水)	9件
	30日(木)	0件
	31日(金)	5件
	4月1日(土)	0件

なお、設置3～4か月後の一か月間のアクセス数は以下のとおり

7月	4件
8月	7件

注) このアクセス数は、公園以外からの分も含む

⑥ 第二の請求事項(意思決定に至る過程等における不当性)

本件事業に関する請求の第二点は、事業の検討・立案から、内容の審議と決定や変更、工事の実施に至る過程にいくつもの不当性があったということです。

公文書管理法では、第1節文書の作成の第4条において「行政機関の職員は、第1条の目的の達成に資するため、当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成しなければならない。」と定めています。

また、同法は(地方公共団体の文書管理)として、第34条において「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。」と、その努力義務を課しています。

さらに、白井市では平成26年に「同法に基づく公文書管理条例の制定」を求める陳情が市議会において可決されており、行政当局としては条例化を進める努力をすべきであったにもかかわらず、一貫して制定に消極的な姿勢を取り続け、いまだに条例の制定はおろか法第34条に基づく努力義務も果たしていません。

この間、本看板事業の「行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証すること」を目的に、情報公開条例に基づく公開請求を何度も行ってきました。しかし、白井市は情報公開条例の第17条に

において「情報の検索に必要な目録等を作成し、一般の利用に供するものとする。」と定められた義務を履行しておらず、公開請求する際に文書を特定するうえで大変な苦労を余儀なくされました。その結果、通算6度にわたる公開請求を重ねることを強いられましたが、それでもなお、本件事業の正確な経緯全体を跡付けることができていません。

それは、事業の政策決定から工事完了、更には成果の公表にいたる経過において、当然とられているもしくは取られるべきと思われる経緯の中で、重要な経緯が欠落または非公開（不存在など）とされ、きちんと「合理的に跡付ける」ことができなかったからです。

したがって、本事業に関する事務の執行手続き及び公文書の作成と管理等が、法令や例規にしっかり合致するように適切に行われてきたかどうか、つまりこの事務事業における経緯の中での不当性がなかったかどうかについても、本件事業の正当性を評価するうえで不可欠であり、この点からの検証も行います。

以下、事務事業執行上の不当性を検証し、問題を指摘します。

1. 本件交付金事業に関する内閣府からの通知を受けて、白井市では担当部署として白井市は企画政策課としたと思われませんが、この企画政策課から各課等への事業案の募集に関する連絡文書、本件でいえば公園を管轄する都市計画課への文書が情報公開請求でも確認できなかったこと。

※ 議会における質疑で「各課に必要な事業の提案を募ったところ、本事業の提案があった」、「提案を担当課、都市計画課から受けた」との企画財政部長が答弁していますので、監査委員において「事業提案を募った文書」、「都市計画課からの提案文書」の提出を求め、請求者にも開示してください。

この際、監査委員におかれましては、十分にご承知のことと思いますが「関係人への調査・出頭や帳簿等の提出要請、学識経験者からの意見聴取等」を行う権限任があると思います。つきましては、以下の各号に関しても、公文書等「事実と証明する証拠書類」が提出されないままの行政当局者からの答弁は証拠になりえないという姿勢で、帳簿等の提出を求めてください。

2. 10月21日の行政経営戦略会議において本件看板事業を付議したのは「都市計画課」と記載されていますが、上記1で書いたとおり、都市計画課で付議書が作成され、提出されたという文書記録が情報公開請求でも確認できなかったこと。
3. また、行政経営戦略会議に付議するには、下記記載の規程で定められた部内会議での審査を経ることが求められていますが、開催し審査が行われたという記録については情報公開請求への決定通知では「不存在」とされてしまっていること。

※ 本件に関する部内会議は開催されていない、もしくは開催していたとしても通常残すべき会議録の作成を怠るか、隠蔽もしくは破棄されてしまうという不法な行為がなされてしまったのではないかと危惧しています。この点について、監査委員において調査・聴取してくださることをお願いします。

白井市行政経営戦略会議の設置及び運営に関する規程

(審議事項)

- 第4条 市長は、戦略会議に対して、市政に関する事項について、検討し、及び実施することを指示する。
- 2 課長等は、次に掲げる事項を決定するときは、戦略会議に付議しなければならない。
- (1) 市政運営の基本的な方針
 - (2) 重要な施策
- 3 課長等は、前項に規定する付議のほか、戦略会議に付議すべき事項があるときは、別に定める部内会議において検討の上、付議することができる。
- 4 課長等は、戦略会議に付議すべき事項があるときは、付議書(別記第1号様式)に付議事項を記載し、企画政策担当課長(以下「企画政策課長」という。)に提出しなければならない。
- 5 課長等は、戦略会議に報告すべき事項があるときは、部内会議において検討の上、報告書(別記第2号様式)に報告事項を記載し、企画政策課長に提出しなければならない。

3. 本件事業と同日に決定された他の交付事業に関しては、積算基礎をはじめ詳細な事業計画が担当課から提出(総務課からの付議事業は全11頁)され、それに基づく審議・決定がされたと思われませんが、本件に関しては先に記載した公表内容以外には一切ない(もしくは省略されている)ということで、内容をこっそり隠すような特別な扱いがされたと思われること。

4. 本件の事業化(事業予算の積算含む)の立案に不可欠と思われるのが、職員による公園看板の現況調査です。この調査を実施しないで、計画の立案も事業費の積算も不可能だと思われま。しかし、職員による現況調査を実施したという記録は確認できなかったことから実施されていない可能性が高いこと。

仮に、職員による調査が行われていないとすれば、どこのだれがこの事業計画を立案し、事業費について積算したのかさえわからないという不可思議な「事業計画」であり、ペー

ルに包まれてしまっていること。

※ この点について、監査委員において調査・聴取して下さることをお願いします。

5. 本件事業の議会における予算化は、行政経営戦略会議で決定した約2か月後の定例市議会において市長から提案され審議されましたが、その額は行政経営戦略会議で決定した看板の新設だけでなく、既存看板の一部（各公園1か所だけ）を解体撤去し、建て替えるという事業計画と予算額に変更（27,137千円から30,228千円に3,091千円の増額）がなされていますが、この事業内容と予算額の変更を行政内部で検討・審議・決定したという記録が確認できなかったこと。

※ この点について、監査委員において調査・聴取して下さることをお願いします。

6. 事業計画と事業費の変更を必要と判断するには、やはり職員による現況調査（継続使用における危険性の有無や可否等の判断基礎となる）が不可欠だと思われませんが、予算の増額に際しても現況調査を実施したという記録は確認できなかったこと。

したがって、この政策変更を誰が立案し、どのように審議したのかということもペールに包まれたままになっていること。

※ この点について、監査委員において調査・聴取して下さることをお願いします。

なお、職員による現況調査は、工事の入札と契約（翌年の2月8日、進光園緑化（株）が落札）後になってから、それもなぜか都市計画課ではなく総務課の職員が工事の落札会社の社員と合同で実地したとのことのように、本事業に関する多くの経過において、通常行われる手続きが不当に省略されるか、順序が完全に逆転してしまっており、意味をなさなくなっていたとみなさざるを得ないこと。

7. 公園設備の点検については、専門資格を有した業者に委託し、詳細な報告書が提出されています。令和2年度においては、「遊具・施設等点検業務委託契約」を(株)丸山製作所と363万円で契約し、詳細な報告書を受領しています。この点検は毎年委託しており、看板についても報告を受け、その状態について白井市ではその都度確認をしています。

上記報告書における既存看板の点検結果については、修繕等の必要性を指摘した事例はあっても、解体撤去・建替えを要するとの報告にはなっていませんでした。それなのに、撤去費用までかけて既存財産の処分したのは不当な「財産の管理・処分」であったといえること。

なお、公園の中には2基や3基の看板が設置されていた公園も複数あり、撤去された看板と同等の老朽化が進んでいたにもかかわらず、1か所のみ建て替えとし、残りの看板はそのまま放置したのは事業計画としては一貫性を欠くものであり合理性がないこと。

以上、既存看板の撤去と建替え、新設という公園看板事業が、「最少の経費で最大の効果」という行財政運営における大原則から大きく逸脱したものであることに加え、本件の事業決定にかかる経緯においていくつも重大な瑕疵もしくは不当性（法令遵守の義務違反）があったことから、本事業にかかる「財務会計上の行為全般」が不当なものになるとして住民監査請求をするものです。

については、白井市監査基準の第3条・5条・11条・14条・15条、並びに監査計画の基本方針に基づいて、監査結果を導きだされるようお願いいたします。

⑦ 請求の最後に(監査委員へのお願い)

請求の最後をお願いします。

請求人らは、過去に横山元市長による「専決処分の違法性」に関して住民監査請求を行った経過がありますが、白井市監査委員は「その独立性」、「公正不偏の態度を保持」という点で大きな汚点となる「前市長や行政側の主張をうのみにする事実認定」等に基づいて請求の棄却決定をしてしまいました。その結果、請求人らは「住民訴訟」を余儀なくされ、長い年月を要しましたが、最高裁における最終的な決定により「横山元市長の専決処分の違法」と「過失責任」を断じる東京高裁判決が確定しました。

この事実は、白井市の監査結果が誤りであったことも確定させるものであったと同時に、請求人らが監査請求をした時点で、その専決処分と予算執行の差し止めという結論を出してくださっていただければ、その後の住民訴訟や損害賠償訴訟も必要がなくなっていたことから、貴監査委員の判断誤りは極めて重大なものだったと言わざるを得ません。

上記の監査請求に関しては、議会選出の監査委員は当該専決処分の審議と表決に加わっているということから、公正な監査という点で疑義が生じるとの懸念から、除斥するように要請した経過がありました。しかしこの要請も聞き入れられず、最後まで監査にかかわり続けられ、合議の末の監査結果は議会選出委員の議会での表決態度と一致する「専決処分は適法」という監査結果とされ、請求は棄却されたわけです。

本監査請求に関する「公園看板事業予算」についても、議会選出委員は評決に参加して賛成しており、本件監査請求について利害関係等があると認められますので、前例の誤りを繰り返さないためにも、本件監査からは除斥されるようお願いするものです。

また、監査実施の中で「請求者の陳述には関係職員などの立ち合いを、また、関係職員などの陳述の際は、請求者の立ち合いを」させていただくようお願いいたします（地方自治法

第242条第8項)。

他方、以前に請求した「公金の賦課・徴収を怠る事実又は財産の管理を怠る事実」に関してはその事実を認め「法令に基づく課税客体の捕捉と課税の努力を行うこと求める勧告」をしていただきありがとうございました。その後、担当職員は勧告どおり適正課税の努力を行い、この5年間で5,500万円を超える課税を実現し、税の公平と適正性の向上を高め、貴重な財源の確保にも貢献してくれました。

本件請求の最後に、看板事業が議会で審議され事業の工事契約と施工に至る時期(12月から3月)においては、白井市でも老人施設におけるクラスターの発生含めて新型コロナの感染者が急増し、かつ亡くなられる方も相次ぐという不安の真ただ中でした。市民の間では不安が大きく広がり、事業の中止とPCR検査などの直接的な新型コロナ対応に効果的な施策への振り向け等を求める市民世論が急激に高まり、署名も行われました。

同時に、約3,000万円もの予算を使って「看板建替えという事業が、本来の新型コロナ対応として適切かどうか」という素朴な疑問から、数局のテレビ局と番組において特集報道がなされるという大きな社会問題の一つにもなりました。

「民主主義の根幹は、国民が正確な情報にアクセスし、それに基づく判断を行い、主権を行使することにある」とは、「逐条開解説公文書管理法(ぎょうせい)」の冒頭の解説文です。しかし、請求人らは、本件看板事業に関して「その経緯」を知るべく、何度も公文書の公開請求をしてきましたが、残念ながらその正確な全容は今なおわからないままです。

地方自治は「民主主義の学校」といわれます。行政を監視・チェックすべき議会が単なる行政の追認や擁護機関化しているのではないかという危惧も持ちます。なぜなら、この事業はここまで詳細に検証してきたように、法の原則からの乖離と違反があつたにもかかわらず、議会では賛成多数で可決されました。加えて、本事業に疑問の声をあげ、署名運動などを進めた市民らの活動内容に関して、「PCR検査に交付金は使えない」などと事実ではない誤った内容による非難を浴びせる議会報告を広く流布した議会会派もありました。同趣旨の内容は、特集報道を組んだテレビ局にも届けられたようですが、いまだに同会派や文責者として記されていた議員からは訂正も謝罪もされないままでその姿勢が問われます。

こうして、本件は、行政だけでなく議会や議員、さらには監査委員にも厳しくその姿勢を問うものになっていると思います。

それにしても、本件のような「市民の行政への期待や願い、意識や感情」から大きくそれ

た事業がなぜ立案・計画・実施されてしまったのでしょうか、疑問は尽きません。

白井市の公園看板だけでなく、全国各地の例（佐賀県の誓いの鐘、ダイオウイカの巨大モニュメント建造、LEDでの城の再現、公用車や電気自動車の購入、県立歴史博物館の修繕費やスポーツ用の電光掲示板、照明のLED化、等々も国民的な話題となりました。

こうした事例のもととなったのは、新型コロナ交付金の税金のバラマキ的な政策と脇の甘さ、こうした内閣府の姿勢をみた各省庁の予算の取り合いと関係業界支援というもて生まれた「新しい生活様式」なる抽象的な事業目的の設定により、さらなる用途の不明瞭化を生むすきが生じるということが背景にあったことも否めない事実だとは思いますが。

しかし、議員から提出された要望（71項目）の中にもなく、交付金事業の中でかなり高額となる公園看板事業がどのように浮かびあがってきたのか。どこの誰が立案し、どのような経緯を経て政策決定や議会への予算提案になっていったのか。経費の増額となる既存看板の解体撤去はどのような経過を経て検討され、決められていったのか、等々、公開文書類の不十分さもあって未だにわからないことが多く、きちんと跡付けできていません。

これらの様々な疑問等に関しては、専門的知識と経験があり、調査権限もある監査委員にその全容及び具体的な事実の確認と客観的な認定をぜひ行っていただきたいと思えます。

市民も、議員も、行政も、監査委員でさえも無謬を貫くことはできないと思えます。

そこで、最も肝心なことは「過ちを繰り返さない」こと。そのためには、今回の事業を含めて過去の失敗や過ちがなぜ防げなかったのかについて、しっかり反省することだと思えます。白井市は、QRコードでのアクセス増はわずかであったにもかかわらず、「新しい生活様式を踏まえた利用ルールが浸透し、市民の健康維持の普及が図れた」と強弁・自賛しました。白井市長も「この看板は新型コロナウイルスとの共存に向けて将来わたって活用できるもの」と言い張ってきました。しかし、本当にそうなのだろうか。行政への信頼と信用を引き下げただけだと思えます。内閣府の求めたように、アンケート調査をすれば、多くの市民は市と市長の言い訳に納得していないことが鮮明になると思えます。こうした反省を伴わない市の姿勢は、必ず同じ過ちを繰り返すことになることを深く危惧し、この監査請求の提出にいたりしました。

本件に関する市民らの関心と経緯も踏まえ、請求人らの請求事項及び「お願い」に関しては、法に基づく公正な立場と観点を堅持し、過去の請求棄却と誤った決定という反省の上に二度と同じ轍を踏まないこととあわせて、「請求人に証拠の提出や意見陳述の機会（公開の審理）」を含めた慎重な審査を十分に行い、主権者である住民が納得する判断を行っていた

だくようお願い申し上げます。

「事実証明書」に関しては、不完全ではあるものの大量の公文書等を入手しておりますが、その全てを添付することは現実的ではありませんし、上記請求の中で指摘した事項に関する「基本的な内容（証明書）」をすでに提示していますので、不足分として提出をお求めになる書類等がありましたら具体的にお示しください。

繰り返しになりますが、本事業は全て白井市が進めた事業でありますし、請求者らが取得できた資料は不十分なままです。したがって、一番確実な「証明資料」については行政当局が保持しているわけですので市にお求めいただくとともに関係者から聴取（この際は、請求者の立ち合いを）していただき、得た資料や聴取内容に関しては請求者にも開示いただけるようお願いいたします。

2 請求者

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

令和4年3月1日

千葉県白井市監査委員 様

★ 事実証明書は「最後のお願い」に記したとおりですが、とりあえず以下を添付します。
10月第2回会議結果（10月21日開催）に付議・決定された公園案内板設置工事

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告部課						

令和2年10月21日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

令和2年10月21日（水）午前9時30分～ 本庁舎4階大委員会室

2 出席者

企画政策課	永井課長、富田主査
総務課	川村課長、宇藤主査補
都市計画課	東山課長、鷓野主査
財政課	高山課長
高齢者福祉課	篠田課長、加藤主任保健師
市民活動支援課	松岡課長、中原主査補

3 件名

「新しい生活様式」の実現に向けて新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用する事業について

4 会議結果

- 案のとおり決定する。
- 一部修正の上、決定する。
- 継続して検討する。
- 案を否決する。
- 報告を了承する。

5 会議内容

【主な質疑】

- ①インターネット環境整備について
- ・内部の会議についても、会議室に集合するのではなく、自席でWebにより行うことは可能か。
 - 会議室に設置したアンテナからの電波は全職員の自席には届かないと見込まれるが、テレワーク用のパソコンとモバイルWi-Fiを使用すれば可能性はあると考えられる。
 - ・会議用Wi-Fiのアンテナの設置個所について、災害対応なども想定し、不足がないか再度精査をしてはどうか。
- ②テレワーク環境整備について
- ・ライセンス数は30だが、使用する課を途中で変更することは可能か。
 - 使用する課及び職員の登録の変更が可能である。
 - ・モバイルWi-Fiのランニングコストについて、学校がテレワークで採用するプランには使用した日数だけ通信費が発生するものがあり、運用によっては安価となる可能性があるので検討してはどうか。
 - 具体的に運用を想定し、コストを比較検討する。

- ・部内会議や関係課との調整結果において、「労務管理、人事評価も調整しておく必要がある」とあるが、何を調整するのか。
- 通勤手当のほか、テレワークで行う業務内容や評価の仕方等も含め、環境の変化に対応するための調整が必要と考えている。

③その他について

- ・公園案内板には、どのような記載がされるのか。
- 3密防止、手洗い等新型コロナウイルス感染症に配慮した利用方法に加えて、健康づくりを促すため市の体操を紹介するQRコードの掲載などを健康課と調整している。- ・Zoom体験研修会の1回10万円の開催費用には何が含まれているか。

→講師の手配のほか、パソコン10台の準備や設置、撤収など研修会を開催するための経費一式が含まれている。

 - ・Zoom体験研修会場はどこを想定しているか。

→多くの団体が参加できるように市役所内の多目的スペースや各センターを想定している。

【結論】

- ・事業の内容については、付議のとおりとする。
- ・インターネット環境整備について、災害時等の様々な状況を想定してアンテナの設置場所や必要数を整理すること。
- ・テレワーク環境整備について、モバイルWi-Fiの契約などは、庁内で実績のある課等と情報を共有して適切な方法を選択すること。

本案のとおり10月21日開催
行政経営戦略会議に付議して頂く(印)

令和2年10月21日

付議書(行政経営戦略会議)

部課名 企画財政部 企画政策課

件名	「新しい生活様式」の実現に向けて新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用する事業について							
現状・課題	市では、これまで、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(以下、「交付金」という)を活用し、感染拡大防止に係る事業や、感染拡大の影響により経済的負担が増加している市民等への支援に係る事業を中心に実施してきた。 今後は、Withコロナ下における「新しい生活様式」を踏まえ、社会環境の変化に対応した事業を実施する必要がある。							
付議事案	目的	交付金を活用し、「新しい生活様式」を踏まえた社会的な環境の整備や、新たな暮らしのスタイルの確立を促進する。						
	対応方針	以下の施策を実施する。(カッコ内は令和2年度概算事業費) ①インターネット環境整備(1,419万7千円) ②テレワーク環境整備(649万5千円) ③その他(3,264万6千円)						
論点(決定を要する事項)	交付金を活用して行う事業について							
部内会議や関係課等との調整結果(主な意見・懸案事項)	Web会議については、関係課(総務課、高齢者福祉課、教育支援課、生涯学習課、公民センター)合同によりヒアリングを実施し、総務課において内容や必要性を整理した。							
スケジュール	R2年11月 令和2年第4回市議会定例会に補正予算案提出 補正予算議決後、順次事業に着手							
	項目	有無	方法(時期)		項目	有無	方法(時期)	
	条例規則	無			報道発表	有	プレスリリース(R2年12月)	
	議会説明	有	議員全員協議会(R2年12月)		広報・HP等	有	広報・HP(各事業による)	
	市民参加	無						
	付議書公表	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分非 <input checked="" type="checkbox"/> 時限非 (議員全員協議会 まで)						
参考情報	関係法令等							
	関係課	総務課、危機管理課、財政課、市民活動支援課、高齢者福祉課、都市計画課、教育支援課、生涯学習課						
	事業費(令和2年度概算)	53,338 千円 (うち特定財源				53,338 千円)		
	カテゴリー	年代	全ての年代	場所	市内全域	目的	その他	手段

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して行う施策について(その他)

1 公園案内板(新しい生活様式啓発)設置工事【都市計画課】

(1) 目的

新型コロナウイルス感染症に備えた「新しい生活様式」において、心と体の健康を保つため、体を動かすことや、屋外でリフレッシュすることも大切と提案されていることから、感染対策にも気を付けながら、「新しい生活様式」における公園利用を促す。

(2) 事業の内容

都市公園内に「新しい生活様式」での利用方法を記載した「おやくそくサイン」看板を設置する。(看板サイズ 1800×1200 : 8台、1100×1100 : 31台)

(3) 事業費

2,713万7千円

2 指定管理者新型コロナウイルス感染症拡大防止対策応援給付金【財政課・施設所管課】

(1) 目的

市の施設における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するとともに、利用者及び市民への感染症の拡大を防ぐ。

(2) 事業の内容

指定管理者が指定管理者施設において独自に取り組む、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための取組を支援するため、指定管理者が管理する公の施設1施設につき一律10万円を給付する。(白井コミュニティセンター及び白井児童館並びに複合施設については1施設として取り扱う。)

ただし、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う休業等に関して、市が補償を行う予定の白井市民プール及び白井運動公園の指定管理者については給付を行わない。

(3) 事業費

100万円

(対象10施設)

福祉センター、地域福祉センター、高齢者就労指導センター、西白井複合センター
白井駅前センター、桜台センター、学習等供用施設、西白井コミュニティプラザ、
白井コミュニティセンター・白井児童館、障害者支援センター